

鳥取県家賃債務保証事業（民間連携型）実施要領

令和4年4月1日
鳥取県居住支援協議会

（趣旨）

第1条 この要領は、鳥取県居住支援協議会活動支援事業補助金交付要綱（平成25年3月25日付第201200184870号鳥取県生活環境部長通知。以下「県要綱」という。）別表第1欄の（3）に掲げる家賃債務保証事業（以下「民間連携型保証事業」という。）について、県要綱及び鳥取県家賃債務保証事業（民間連携型）補助金交付要綱（令和4年4月1日鳥取県居住支援協議会。以下「協議会要綱」という。）に定めるもののほか、事業の適正な執行に必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本事業は、連帯保証人が確保できないため、民間賃貸住宅の入居が困難な者が、民間の家賃債務保証事業を利用する場合における保証料を低廉化することにより、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人その他住宅の確保に特に配慮を要する者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的として実施する。

（対象者）

第3条 事業の対象となる者は、次に掲げる要件に該当することを鳥取県居住支援協議会（以下「協議会」という。）が確認した者（ただし、家賃債務保証料に対する他の補助金を活用する者を除く。）とする。

- (1) 鳥取県あんしん賃貸支援事業の相談員又は鳥取県指定居住支援法人を経由し、県内の民間賃貸住宅へ入居しようとする者
- (2) 所得（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第三号に定める収入をいう。）が15万8千円を超えない者
- (3) 連帯保証人が確保できない者
- (4) 自立（他者の支援によるものを含む。）した日常生活を送ることが期待できる者

（利用申込）

第4条 あんしん賃貸相談員又は鳥取県指定居住支援法人への住宅相談を経て、民間連携型保証事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、協議会に利用申請し、前条第1項各号に掲げる要件の適否について、確認を受けるものとする。

- 2 前項の利用申請は、様式第1号による申請書に、様式第1号に記載の添付資料及び様式第2号による誓約書を添えて行うものとする。
- 3 あんしん賃貸相談員又は鳥取県指定居住支援法人は、第1項の相談に際し、前条第1項各号に掲げる対象者の要件について様式第3号により事前確認し、協議会に提出するものとする。

（対象者の確認）

第5条 協議会は、利用者から前条第1項による利用申請書の提出を受けたときは、次に掲げる方法により確認し、速やかに様式第4号により利用者に結果を通知するものとする。

- (1) 第3条第1項第1号について、あんしん賃貸相談員支援対応マニュアルにおける「住宅探し聞取票」及び「鳥取県あんしん賃貸支援事業利用申込書兼同意書」又はこれらに代わる書類により確認する。
- (2) 第3条第1項第2号について、所得課税証明書又は生活保護受給証明書等により確認する。
- (3) 第3条第1項第3号について、様式第3号によるチェックシート及び宣誓書により確

認する。

(4) 第3条第1項第4号について、あんしん賃貸相談員支援対応マニュアルにおける「住宅探し聞取票」及び「鳥取県あんしん賃貸支援事業利用申込書兼同意書」又はこれらに代わる書類並びに様式第3号によるチェックシートにより確認する。

(保証料の低廉化)

第6条 協議会要綱別表第2欄に掲げる家賃債務保証業者は、審査時に前条第1項に掲げる確認により対象要件に適合する旨の通知書が添付されている場合は、当該利用者と家賃債務保証契約を締結する場合において、初回保証委託料を低廉化する。

2 前項の初回保証料の低廉化については、協議会要綱別表の第5欄に掲げる補助額を初回保証料から差し引くことにより行うものとする。

(家賃債務保証契約の締結)

第7条 利用者は、第4条第1項による申請に係る家賃債務保証契約を締結した場合は、速やかに、当該契約に係る契約書の写しを協議会に提出するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和7年12月8日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年　月　日

鳥取県居住支援協議会長様

申請者　住所

氏名

連絡先

年度鳥取県家賃債務保証事業（民間連携型）利用申請書

鳥取県家賃債務保証事業（民間連携型）を利用したいので、鳥取県家賃債務保証事業（民間連携型）実施要領第5条による対象要件について、確認してくださるようお願いします。

（添付書類）

- 1 誓約書
- 2 市町村長の所得課税証明書又は生活保護受給決定通知書若しくは生活保護受給証明書
- 3 所得控除がある場合において、所得課税証明書で証明ができないときは、これを証する書類

様式第2号（第4条関係）

年　月　日

鳥取県居住支援協議会長 様

住所

氏名

誓約書

鳥取県家賃債務保証事業（民間連携型）の利用にあたり、私は、連帯保証人が確保できない状況にあることを誓約します。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

鳥取県家賃債務保証事業（民間連携型）事前確認チェックリスト

作成者氏名

利用者氏名			
項目	内容	チェック欄	説明欄
要件1	鳥取県あんしん賃貸支援事業の相談員又は鳥取県指定居住支援法人を経由し、県内の民間賃貸住宅へ入居しようとするもの	<input type="checkbox"/>	※相談経過を記載。
要件2	所得（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第三号に定める収入をいう。）が15万8千円を超えないもの	<input type="checkbox"/>	※聞取等の範囲での確認状況を記載。
要件3	連帯保証人が確保できないもの	<input type="checkbox"/>	※聞取等の範囲での確認状況を記載。
要件4	自立（他者の支援によるものを含む。）した日常生活を送ることが期待できるもの	<input type="checkbox"/>	※聞取等の範囲での確認状況を記載。（支援を要する場合は、支援体制についても記載。）

※「住宅探し聞取票」及び「鳥取県あんしん賃貸支援事業利用申込書兼同意書」又はこれらに代わる書類により確認できる事項については記載を省略することができる。

(注意事項)

- 1 あんしん賃貸支援事業の相談員又は鳥取県指定居住支援法人が民間連携型保証事業の利用を案内する場合は、本チェックリストを作成し、利用者による利用申請にあわせて、協議会に提出すること。
- 2 「住宅探し聞取票」及び「鳥取県あんしん賃貸支援事業利用申込書兼同意書」又はこれらに代わる書類を添付すること。
- 3 本チェックリストは鳥取県家賃債務保証事業（民間連携型）の利用要件について、あんしん賃貸支援事業の相談員又は鳥取県指定居住支援法人の聞取等の範囲において概ね適合するかどうかを確認することにより、住まい探しの円滑化を図ることを目的としたもので、第5条による確認の資料となることに留意して作成すること。

様式第4号（第5条関係）

年　月　日

様

鳥取県居住支援協議会長

(公印省略)

年度鳥取県家賃債務保証事業（民間連携型）の対象要件に係る確認結果について（通知）

令和 年 月 日付けで提出のあった鳥取県家賃債務保証事業（民間連携型）の利用申請について、鳥取県家賃債務保証事業（民間連携型）実施要領第5条第1項により、対象要件の確認結果を通知します。

1 対象要件の確認結果

2 適合しない場合の理由

(留意事項)

対象要件に適合することが確認された場合、本書を添付して家賃債務保証事業の審査を受けてください。

本書の添付がない場合、家賃債務保証業における初回保証委託料の低廉化が受けられませんので、ご注意ください。